



島根県報

平成27年6月9日（火）

第2,706号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

解除予定保安林（2件）	（森 林 整 備 課）	2
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見の概要（2件）	（中 小 企 業 課）	2

【正 誤】

昭和52年8月23日付け島根県報号外第62号中	（砂 防 課）	3
-------------------------	---------	---

告 示

島根県告示第444号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年6月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
鹿足郡吉賀町柿木村椈谷831-13
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
-

島根県告示第445号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年6月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
鹿足郡吉賀町柿木村椈谷831-6
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
-

島根県告示第446号

平成27年島根県告示第93号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により意見が述べられたので、同条第3項の規定により、その概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成27年6月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ウェルネス中野店 出雲市中野町264番2外3筆
 - 2 意見の概要
 - (1) 埋立時の粉塵に対する対応策の説明と保証
 - (2) 大型車両、重機等乗り入れた際の振動及び騒音の対応
 - (3) 地盤沈下した時の対応と保証。すべてにおいて、100%施工主の責任で損害賠償、保証、契約証の対応。
 - ア 住宅等に損害が出た時の保証
-

イ 団地等の土地が工事によって沈下した時の保証

- (4) 目隠しフェンス及び遮音塀設置の対応
- (5) 排水路及び団地側の上留、塀、法面等の対応
排水路の掃除有り。(程原団地排水路・中野町全体の排水路)
- (6) 外灯照明の方向(安眠妨害)の対応
- (7) 空調設備室外機の騒音に対する対応
- (8) 店舗閉店時の駐車管理、騒音対策と従業員の車両駐車位置の変更
- (9) 団地側に流れる交通への対応(道幅が狭く、一部私有地道路有り。)
破損事故等があった場合の対応と保証

3 縦覧場所

出雲市産業観光部商工労働課(島根県出雲市今市町70)

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第447号

平成27年島根県告示第93号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第2項の規定により意見が述べられたので、同条第3項の規定により、その概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成27年6月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウェルネス中野店 出雲市中野町264番2外3筆

2 意見の概要

- (1) 隣接する地域住民への店舗出店及び工事についての説明を徹底するよう求める。
- (2) 営業時間の短縮を求める。
- (3) エアコン、冷蔵・冷凍庫の室外機の騒音について騒音源の削減または防振・防音対策を行うよう求める。
- (4) 夜間照明の設置等による稲作への影響について対応するよう求める。
- (5) 朝夕の交通渋滞に対する検討を求める。

3 縦覧場所

出雲市産業観光部商工労働課(島根県出雲市今市町70)

4 縦覧期間

告示の日から1月間

正 誤

昭和52年8月23日付け島根県報号外第62号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

10 ペ
|
ジ

島根県告示
第六百四十
三号中

箇
所

区域の名称
中町

誤

区域の名称
中町2

正